



平成 23 年 3 月 14 日
緊 急 連 絡

各小中学校（園）長 殿

江戸川区教育委員会
指導室長 建部 豊

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う東京電力による計画停電等への各学校（園）の対応について

各小中学校（園）においては、原則として下記のように対応するようお願いいたします。

記

1 授業について

- (1) 原則平常通りに授業は実施することとする。
- (2) 各教職員について、代替の出勤手段を考えて対応するよう工夫させる。
- (3) 校内においては、学級合同で行う授業形態を工夫したり、補教教材、教員の配置を工夫して補教体制を工夫したりして対応する。
- (4) 給食について
計画停電の対応については、別途学務課から連絡する。

2 教職員の体制について

- (1) 各学校においては、教職員の今後の出勤状況を把握し、計画的に授業体制を組めるようにする。
- (2) 計画停電時の各学校への連絡手段を確保する
携帯電話のメールアドレスにより継送電話の順番で送付する体制を整える。
前後の学校の校長の携帯電話のメールアドレスを相互に確認しておくようにする。
管理職のメールアドレスは、教育推進課庶務係から出される報告書で教育委員会に本日中に報告する。
- (3) 区教委が実施する研修・連絡会等については緊急性を要するもの以外は中止または延期する。実施の扱いについては、各担当より改めて連絡する。

3 部活動等

午前中に計画停電が実施され、午後の授業を実施する場合、放課後に部活動等を行うことができるが、活動時間は午後 5 時までとし、午後 5 時 30 分には完全下校させる。

4 節電等

(1) 照明

教室及び廊下ホール等の不要照明は消灯するなど、効率使用する。
部活動等の体育館利用は使用を制限する。
グラウンドの夜間照明は使用を制限する。
夜間開放等についても、同様の処置をとる。

(2) 設備

空調運転を一時停止する。

水道水は、停電時に高置水槽に貯留された量しか使用できなくなるため、断水の場合はプールの水をトイレに使用するなど工夫を行う。

停電前には、電子機器のバックアップ等を行い、復旧後は安全点検及び動作確認を行う。

5 大規模余震の発生に備えて

(1) 教職員の避難誘導體制等の確認を十分行っておくこと。児童・生徒の下校体制及び保護者との連携について確認を行っておくこと。また、避難所開設時の役割分担等についての確認を行っておく。

(2) 避難経路の確認を児童・生徒に十分行っておく。

(3) 児童・生徒には、登下校時に地震が起きた場合の対応について十分指導しておく。また、各家庭の避難時の集合場所等について家庭内で確認しておくよう指導する。

6 その他

(1) 計画停電の予定に江戸川区が属していない場合であっても、近隣区が計画停電になった場合予期せぬ停電がある場合を想定しておくこと。

(2) 計画停電が想定されることを踏まえ、あらゆる時間帯でも対応できるようにシミュレーションをしておく。

- ・計画停電の時間帯により、給食が実施できない場合について
- ・コンピュータ、電話等が使用できない場合について
- ・飲料水が確保できない場合について
- ・児童生徒の登下校に際して、自宅のエレベーターやオートロック等が使用できない場合について
- ・学校の警備システムが使用できない場合について

(3) シミュレーションを踏まえ、計画停電の実施に伴う対応について、保護者向けに事前に通知を出しておくこと。

(4) すくすくスクールの実施については、教育推進課すくすくスクール係より出される通知に従って実施する。

(5) 夜間開放については、計画停電の間は中止する。各学校から順次、各団体にお伝えいただくようお願いいたします。

問い合わせ先

【授業、部活動に関すること】	指導室 指導主事	(5 6 6 2) 1 6 3 4
【コンピュータに関すること】	教育推進課計画調整係	(5 6 6 2) 0 7 3 0
【節電等に関すること】	学務課学校経理係	(5 6 6 2) 1 6 2 5
【給食に関すること】	学務課給食保健係	(5 6 6 2) 1 6 2 6
【施設に関すること】	学校施設担当課	(5 6 6 2) 1 6 2 3
【すくすくスクールに関すること】	教育推進課すくすくスクール係	(5 6 6 2) 2 7 3 2
【夜間開放に関すること】	教育推進課すくすくスクール係	(5 6 6 2) 8 1 3 2